

千葉市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和5年4月

千葉市通学路安全推進組織

1. プログラムの目的

千葉市では、主として交通安全の観点から危険があると認められる箇所について、各市立小学校等からの要望に基づき、道路管理者又は交通管理者と対策を検討・実施してきました。

平成24年4月以降、全国で登下校中の児童等が死傷する事故が相次いで発生したことから、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携し、通学路における交通安全を一層確実に確保するため、平成24年7・8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を行い、必要な対策についても関係機関で実施してきました。

引き続き小学校区における通学路の安全確保に向けた取組みを実施するため、関係機関による通学路安全推進体制を組織して、学校が抽出した危険箇所の合同点検や点検結果に基づく対策の実施、対策効果の把握・検証、検証結果による対策の改善等を効果的かつ効率的に行うための「千葉市通学路交通安全プログラム」を策定するとともに、千葉市交通安全計画の中でも通学路に重点をおいた交通安全対策の推進を図ることとしました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童が安全に通学できるよう継続的に通学路の安全確保に取り組みます。

2. 通学路安全推進組織の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進組織」を設置しました。

本プログラムにおいて、学事課、土木保全課及び交通規制課を本組織における事務局とします。

区分	組織	役割	関係部署等
学校 関係者	千葉市教育委員会学校教育部 学事課※ 保健体育課	各関係機関との連絡調整に 関すること 通学路に関すること 交通安全教育に関すること	各小学校 P T A、セーフティウォッチャー等
道路 管理者	千葉市建設局土木部 土木保全課※	所管道路における安全施設 整備等に関すること	中央・美浜土木事務所 花見川・稻毛土木事務所 若葉土木事務所 緑土木事務所
	国土交通省関東地方整備局 千葉国道事務所		千葉出張所 船橋出張所
交通 管理者	千葉県警察本部 交通規制課※	所管道路における交通規制 に関すること 指導・取締りに関すること	千葉中央警察署 千葉東警察署 千葉西警察署 千葉南警察署 千葉北警察署
	千葉県警察本部 千葉市警察部総務課		
交通安 全普及	千葉市市民局市民自治推進部 地域安全課	交通安全思想の普及・啓発に 関すること 地域交通安全の推進に関す ること	中央区役所 花見川区役所 稻毛区役所 若葉区役所 緑区役所 美浜区役所

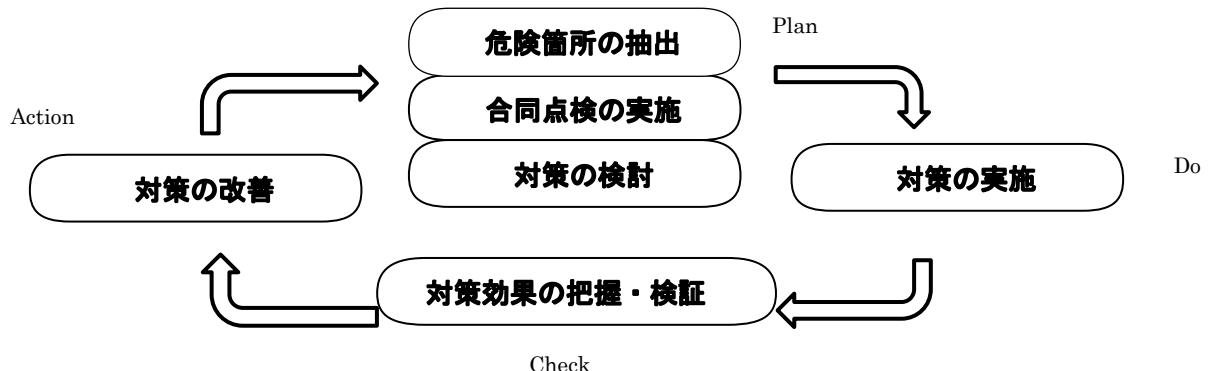
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的な通学路の安全確保のため、抽出した危険箇所について関係機関による合同点検、対策の検討を行い、点検結果に基づく対策の実施、対策効果の把握・検証、検証結果による対策の改善を図ります。

これらの取組をP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図ります。

【通学路安全確保のためのP D C Aサイクル】



合同点検の様子



(2) 合同点検の概要

①合同点検の趣旨

通学路等における危険箇所を学校関係者、道路管理者、交通管理者の関係機関が合同で点検し、それぞれの立場から交通安全対策について検討し、実施していきます。なお、合同点検の対象は、通学路及び学校の新設や統廃合等に伴って将来的に通学路になることが明確な道路とします。

安全対策の実施で、危険箇所に対して即効性のあるものを短期的対策として、ソフト・ハードの両面から安全対策を行います。両面を組み合わせることで、より効果的な通学路の交通安全対策を実施します。

歩道の拡幅や信号機の設置（歩行者溜りが必要）など、道路用地を新たに買収することで費用と時間及び沿線住民の協力が必要なものは、長期的対策とします。

【ソフト面の対策】	【ハード面の対策】
<p>①通学路の変更 ②職員、保護者やセーフティウォッチャー等による見守り活動の強化 ③児童や保護者への交通安全教育 ④交通指導・取締りの強化等</p>	<p>①防護柵の設置 ②路面標示や標識等の設置 ③路肩のカラー化 ④歩道の新設や拡幅、段差の解消等 ※ハード面の対策としては現況の道路用地内で実施可能な、即効性のある対策を行うことを原則とします。</p>

(例)

<セーフティウォッチャー等による見守り活動>



<路面標示>



<路肩のカラー化>



<歩道整備>



②合同点検対象校

市立小学校を対象とします。（令和4年度時点で全108校）

なお、各小学校を3つのグループに分け、原則として3年に1回、合同点検を実施します。緊急を要する箇所については、学校からの要望によりその都度実施します。

③危険箇所の抽出

通学路における危険箇所の抽出は、各小学校がPTAやセーフティウォッチャー等の意見を集約し、行います。また、この時点でより安全な通学路の確保が可能であれば、通学路の変更を行います。

④合同点検の実施

通学路安全推進組織において各小学校の危険箇所を精査し、合同点検必要箇所として設定します。合同点検必要箇所について学校関係者、道路管理者及び交通管理者の関係機関が合同点検を実施します。

⑤対策の検討

合同点検により明らかになった対策が必要な箇所は、対策必要箇所として、ソフト面からの対策やハード面からの対策について具体的な対策メニューを検討します。

⑥対策の実施

検討した対策メニューについて、関係機関が相互に連携を図りながら対策を実施します。

⑦対策効果の把握・検証

対策実施後に小学校へのアンケートを実施して、短期的対策の効果を検証します。

また、3年後に実施される合同点検における対策効果を再検証することに加えて、定量的データ（交通事故データ等）に基づく効果検証方法について検討します。これらにより、長期的対策の必要性、実施した場合の効果について継続した効果の把握・検証を実施します。

⑧対策の改善

対策効果の把握・検証の結果を参考に、対策内容の改善を図っていきます。

⑨合同点検の年間実施スケジュール

	Plan			Do						Check, Action		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学校	・新年度通学路の指定 ・通学路の点検・調査	・通学路における危険箇所の報告								・学校アンケート回答		
教育委員会	↑ ・通学路における危険箇所の抽出依頼	↓ ・報告とりまとめ		合同点検実施						↑ ・学校アンケート依頼 ・回答とりまとめ		↓
道路管理者										↑↑ ・対策実施報告	対策効果の把握・検証	
交通管理者										↓ ・対策実施報告	対策効果の把握・検証	

(3) その他の安全対策

年に一度、各小学校が通学路を指定する際、宅地開発や道路整備等による周辺環境の変化や、PTAやセーフティウォッチャー等からの意見を参考に、既存の通学路にとらわれず、より安全な通学路の指定を実施します。

合同点検を実施した危険箇所以外にも、通学路の安全対策として、安全な歩行空間の確保（歩道の整備、路肩のカラー化、自転車走行環境の整備等）を、可能な限り進めます。

（関連計画）千葉市通学路のカラー化計画（第2期）令和5年3月公表

ちばチャリ・すいすいプラン（改定版）令和元年8月公表

4. 通学路交通安全対策箇所一覧表、対策箇所図の公表

点検結果や対策内容については、関係機関で認識を共有するために各小学校の「通学路交通安全対策箇所一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、千葉市のホームページで公表します。